

消防庁告示第十三号

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第二条第二項の規定に基づき、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

平成十六年五月三十一日

消防庁長官 林 省吾

第一 趣旨

この告示は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 感知部 火災により生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知し、受信装置に信号を送るものをいう。

二 感知器型感知部 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。以下「感知器等規格省令」という。）第二条第一号に規定する感知器の感知部をいう。

- 三 その他の感知部 感知器型感知部以外の方法による感知部をいう。
- 四 放出口 火災の消火等のために、消火薬剤を有効に放射させるものをいう。
- 五 放出導管 消火薬剤を消火薬剤貯蔵容器等から放出口へ導く管をいう。
- 六 浸潤剤等 消火薬剤の性能を高め、又は性能を改良するために用いる浸潤剤、不凍剤等をいう。
- 七 消火薬剤貯蔵容器等 消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤と加圧用ガス）を貯蔵する容器、加圧用ガスを貯蔵する容器及びこれに附属する部品をいう。
- 八 受信装置 感知部から発せられた火災信号を受信し、火災を感知した旨を音又は音声（以下「音等」という。）で知らせ、作動装置等に発信する装置をいう。
- 九 作動装置 受信装置から発せられた信号により、弁等を開け、消火薬剤貯蔵容器等から消火薬剤を送り出すための装置をいう。
- 十 警戒区域 パッケージ型自動消火設備の感知部が、発生した火災を有効に感知することができる区域をいう。
- 十一 警戒面積 警戒区域の面積をいう。
- 十二 防護区域 パッケージ型自動消火設備の放出口から放射される消火薬剤により火災の消火ができる区域をいう。
- 十三 防護面積 防護区域の面積をいう。

十四 同時放射区域 火災が発生した場合において、作動装置又は選択弁に接続する一の放出導管に接続される、一定の区域に係る全ての放出口から消火及び延焼拡大防止のために同時に消火薬剤を放射し、防護すべき区域をいう。

第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十二条第一項第二号、第三号及び第七号から第九号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号口に掲げる部分を除く。）のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて、延べ面積が一万平方米以下のものうち、主として、居住、執務、作業、集会、娯楽及びその他これらに類する目的のために継続的に使用される室、廊下並びに通路等の人が常時出入りする場所に設置すること。ただし、パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十三条第三項に掲げる部分については、パッケージ型消火設備を「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成十六年消防庁告示第十二号）に従い設置することができる。

第四 設置及び維持に関する技術上の基準

パツケージ型自動消火設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

一 同時放射区域は、原則としてパツケージ型自動消火設備を設置しようとする防火対象物の壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること。

二 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が十三平方メートルを超えている場合においては、同時放射区域を二以上に分割して、設定することができること。この場合、それぞれの同時放射区域の面積は十三平方メートル以上とすること。

三 パツケージ型自動消火設備は、その防護面積（二以上のパツケージ型自動消火設備を組み合わせ使用する場合にあっては、当該設備の防護面積の合計）が同時放射区域の面積以上であるものを設置すること。

四 パツケージ型自動消火設備は、同時放射区域において発生した火災を有効に感知し、かつ、消火できるように設けること。

五 同時放射区域を二以上のパツケージ型自動消火設備により防護する場合にあっては、同時に放射できるように作動装置等を連動させること。

六 パツケージ型自動消火設備の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、作動装置等を二以上

の同時放射区域において共用する場合にあつては、次によること。

(一) パッケージ型自動消火設備を共用する場合において、隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし、次の場合にあつては、隣接する同時放射区域間の設備を共用できるものであること。

ア 隣接する同時放射区域が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百七条に規定する耐火性能若しくは同施行令第百八条に規定する防火性能又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二口に規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

イ 入所者が就寝に使用する居室以外であつて、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼拡大のおそれが少ないと認められる場合

(二) 受信装置及び作動装置は、共用する二以上の同時放射区域をそれぞれ有効に監視できる警戒区域からの火災信号を受信することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できる機能を有しているものを設置すること。

(三) パッケージ型自動消火設備の作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても三十秒以内に消火薬剤を放射することができるものであること。

第五 設置及び維持に関する基準の細目

パツケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 感知部及び放出口は、パツケージ型自動消火設備に表示されている防護区域を有効に包含するように天井、壁等に確実に取り付けられること。

二 感知部は、はり等により感知障害が生じないように、かつ、火災を有効に感知するように設けること。

三 放出口は、はり等により放射障害が生じないように、かつ、火災を有効に消火することができるように設けること。

四 床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、二・四メートル以下とすること。ただし、第十七の消火試験を、別図一に示すA模型を使用し感知部と連動させた状態で二・四メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあつては、当該高さまで設置することができること。

五 配線は、その用途に応じ、次に掲げる規定の例により設けること。

- (一) 非常電源に係る配線 規則第十二条第一項第四号二
- (二) 操作回路等に係る配線 規則第十二条第一項第五号

(三) 上記以外の配線 規則第二十四条第一号

六 放出導管は、規則第二十一条第四項第七号の規定の例により設けること。

なお、金属材料以外の材料で造られた放出導管を用いる場合にあつては、火災によつて生ずる熱により変形、損傷等が生じないよう措置を講ずること。

七 消火薬剤貯蔵容器等は、地震動等により転倒しないように確実に設置すること。

八 受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設置すること。

九 パッケージ型自動消火設備のうち充填した消火薬剤に接触する部分は、次に定めるところによること。

(一) 充填した消火薬剤に接触する部分について、三パーセントの塩化ナトリウム水溶液中に十四日間浸す腐食試験を行った場合及び次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる腐食試験を行った場合において、さびその他の異常を生じないものでなければならぬ。ただし、当該部分を耐食性材料で造つたパッケージ型自動消火設備にあつては、腐食試験を行わないことができる。

区 分	腐食試験
充填した消火薬剤がアルカリ性である	三パーセントの水酸化ナトリウム水溶液中に

パッケージ型自動消火設備

十四日間浸す。

充填した消火薬剤が酸性であるパッケージ

型自動消火設備

三パーセントの硫酸中に十四日間浸す。

(二)

充填した消火薬剤に接触する部分に耐食塗装を施したパッケージ型自動消火設備は、当該部分と同じ試験片について次の表の上欄に掲げる試験を行った場合において、それぞれ当該下欄に掲げる性能を有するものでなければならない。

区分	性能
屈曲性試験	塗面を外にした平らな試験片を直径十ミリメートルの棒の回りに一秒間に百八十度折り曲げた場合において、屈曲部の両端から十ミリメートルの部分を除いた残りの部分の塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。
衝撃性試験	塗面を上向きにした平らな試験片を鋼製の台の上に固定し、三百グラムのもりの先端に直径二十五ミリメートルの鋼球を取り付け、塗面から五十センチメートルの高さから鋼球を下向きにして塗面上に落下させた場合において、塗膜にわれ又ははがれを生じないこと。この場合において、鋼球の材質は、JIS（日本工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。）B一五〇一に適合すること。

腐食試験

(一)に規定する試験に準ずる腐食試験を行った場合において、試験片の周辺の幅十三ミリメートルの部分を除いた残りの部分の塗膜にわれ、はがれ、ふくれ、さび、溶出、色の变化又は著しいつやの变化を生じないこと。

第六 パッケージ型自動消火設備の性能等

パッケージ型自動消火設備の性能等は、次の各号に定めるところによる。

- 一 確実に作動するものであり、かつ、取扱い、点検及び整備が容易にでき、耐久性を有すること。
- 二 ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。
- 三 各部分は、良質の材料で造るとともに、充填した消火薬剤に接触する部分をその消火薬剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分には防錆加工^{せい}を施すこと。
- 四 主要部は、不燃性又は難燃性の材料で造ること。
- 五 電気を使用するものにあつては、次によること。
 - (一) 電気部品は、十分な電気容量を有するものとし、かつ、配線の接続が的確であること。
 - (二) 無極性のものを除き、誤接続を防止するための措置を講ずること。
 - (三) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防止するための措置を講ずること。

- (四) 充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
- (五) 定格電圧が六十ボルトを超えるパッケージ型自動消火設備の金属製外箱には、接地端子を設けること。
- (六) 主電源を監視する装置をパッケージ型自動消火設備の見やすい箇所に設けること。
- 六 部品は、機能に異常を生じないように的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- 七 時間の経過による変質により、性能に悪影響を及ぼさないものであること。
- 八 人に危害を与えるおそれがないこと。
- 九 調整部は、調整後変動しないように固定すること。
- 十 零度以上四十度以下の温度範囲（零度以上四十度以下の温度範囲を超えて適した温度範囲がある場合にはその範囲。以下「使用温度範囲」という。）で使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができること。
- 十一 パッケージ型自動消火設備の防護区域は、警戒区域と同一、又はその内側とすること。
- 十二 感知部は、感知器型感知部にあつては規則第二十三条第四項に定めるところにより、その他の感知部にあつては、これに準じて設置すること。
- 十三 一つの防護区域に複数の放出口を設けるパッケージ型自動消火設備にあつては、火災を感知したときに、全ての放出口からすみやかに消火薬剤を放射する構造とすること。

第七 感知部

感知部は、次の各号に定めるところによる。

- 一 感知器型感知部は、感知器等規格省令の規定に適合すること。
- 二 その他の感知部にあっては、感知器等規格省令の規定に適合するものと同等以上の性能を有すること。
- 三 感知部は、検出方式の異なる二以上のセンサーにより構成すること。

第八 放出口及び放出導管

- 一 放出口及び放出導管は、次に定めるところによる。
 - (一) 可能な限り金属材料で造ること。金属材料以外の材料で造る場合にあつては、火災によつて生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講じること。
 - (二) 耐圧試験（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号。以下「消火器規格省令」という。）第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験）を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。
 - (三) 内面等の放射に係る部分は、平滑に仕上げること。
 - (四) 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。
 - (五) 管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

二 前号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあつては、次に定めるところによる。

(一) 自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。

(二) 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができること。

(三) 放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができること。

第九 消火薬剤貯蔵容器等

消火薬剤貯蔵容器等は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤貯蔵容器等の規格は、消火器規格省令第十一条から第十四条まで、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条、第三十五条第一項及び第三十六条に規定する規格の例によること。

二 消火薬剤の放出を停止することができる措置を講ずること。

第十 作動装置

作動装置は、次の各号に定めるところによる。

一 作動装置は、第八第一号(一)から(三)までの規定に適合すること。

二 作動装置は、受信装置から発せられた信号により自動的に弁等を開放し、消火薬剤を放出できること。

三 手動で作動することができる装置を設ける場合にあつては、鍵等を用いなければ作動できない

ような措置が講じられていること。

第十一 受信装置

受信装置は、次の各号に定めるところによる。

一 受信装置は、感知部から送られた火災信号を受信したとき、自動的に音等による警報を発すること。

二 二以上の警戒区域からの火災信号を受信することのできるものにあつては、火災の発生した警戒区域をそれぞれ自動的に表示できること。

三 第一号の警報中において、火災信号を発した警戒区域内の感知部から、異なる火災信号を受信したときは、自動的に作動装置（選択弁等を設ける場合にあつては選択弁等）に当該信号を発信すること。

四 音等は、火災が発生した旨を関係者に有効に知らせることができものであること。

五 復旧スイッチ又は音等の発生を停止するスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチは専用のものであること。

六 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないときには、音等の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。

第十二 選択弁等

二以上の防護区域を設定することのできるパッケージ型自動消火設備にあっては、次の各号に適合する選択弁等を設けるものとする。

- 一 選択弁等は、第八第一号(一)から(三)までの規定に適合すること。
- 二 選択弁等は、受信装置から送られた信号を受信したとき、自動的に当該防護区域に関する弁等を開放するものであること。

第十三 非常電源

電気を使用するパッケージ型自動消火設備には、次の各号に適合する非常電源を設けるものとする。ただし、規則第十二条第一項第四号八に規定する蓄電池設備に適合する非常電源設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

- 一 主電源が停止したときにあつては主電源から非常電源に、主電源が復旧したときにあつては非常電源から主電源に自動的に切り替える装置を設けること。
- 二 最大消費電流に相当する負荷を加えたときの電圧を容易に測定することができる装置を設けること。
- 三 非常電源は、蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第二号）又は中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）第五条第七号イからニまで及びへに適合すること。

四 非常電源の容量は、監視状態を六十分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を十分間以上継続して発生させることができること。

第十四 絶縁抵抗等

パッケージ型自動消火設備の絶縁抵抗等は、次の各号に定めるところによる。

一 充電部と非充電部との間の抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値で五メガオーム以上であること。

二 充電部と非充電部との間の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト（定格電圧が六十ボルトを超え百五十ボルト以下のものにあつては千ボルト、百五十ボルトを超えるものにあつては定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えること。

三 電源の電圧を次の範囲内で変動させた場合、機能に異常を生じないこと。

(一) 主電源 定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下

(二) 非常電源 定格電圧の八十五パーセント以上百十パーセント以下

四 通電状態において、次の試験を十五秒間行った場合、機能に異常を生じないこと。

(一) 内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

(二) 内部抵抗五十オームの電源から五百ボルトの電圧をパルス幅〇・一マイクロ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

(三) 音等を発生する装置を接続する端子に、内部抵抗六百オームの電源から二百二十ボルトの電圧をパルス幅一ミリ秒、繰返し周期百ヘルツで加える試験

第十五 放射性能

パッケージ型自動消火設備の放射性能は、次の各号に定めるところによる。

- 一 作動後すみやかに、防護区域内に消火薬剤を有効に放射できること。
- 二 充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセント以上の量を放射できること。
- 三 放出口を複数設けるものの各放出口から放射される消火薬剤の容量又は質量は、放射された全消火薬剤の容量又は質量を放出口の数で除した値の九十パーセント以上百パーセント以下であること。

第十六 消火性能

パッケージ型自動消火設備は、第十七第一号の第一消火試験又は第二号の第二消火試験のいずれかに適合するものとする。この場合において、第二消火試験は、第八第二号に定める放出口を有するパッケージ型自動消火設備に適用するものとする。

第十七 消火試験

パッケージ型自動消火設備の消火性能を判定する消火試験の方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 第一消火試験は、(一)から(六)までに定めるところにより、その判定は(七)の規定により行うこと。
- (一) 別図一に示すA模型及びB模型を用いること。
- (二) A模型及びB模型は、防護区域内の任意の場所にその模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞれ置くこと。
- (三) A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。
- (四) 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火後三分で放出口から消火薬剤を放出し、消火を開始すること。
- (五) 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。
- (六) 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。以下同じ。）において行うこと。
- (七) 次のア及びイを満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。
 - ア A模型で、消火薬剤の放射開始後三分以内（放射時間が三分以内のものにあつては放射時間内）に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射開始から二十分以内に再燃しない場合

イ B 模型で、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度の上昇が、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまでの間、百七十度以下である場合

二 第二消火試験

- 第二消火試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。
- (一) 別図一に示す定める A 模型を二個用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。
- (二) A 模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。
- (三) 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火後三分で放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。
- (四) 別図一に示す B 模型を二個用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。
- (五) パッケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、(三)で確認された放射パターンとなるように放出口から消火薬剤を放射すること。
- (六) 放射が終了した後、ただちに B 模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまで燃焼させるとともに B 模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

無風の状態において行うこと。

(八)(七) 次のア及びイを満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

ア A 模型で、消火薬剤の放射開始後三分以内に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射開始から二十分以内に再燃しない場合

イ B 模型で、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射開始から二十分経過するまでの間、百七十度以上に上昇しない場合

第十八 消火薬剤の種類及び消火薬剤量

パツケージ型自動消火設備の消火薬剤の種類及び消火薬剤の量は、次に定めるところによる。

一 使用する消火薬剤の種類及び消火薬剤の量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる防護面積に応じた消火薬剤の量とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量（リットル）			
	防護面積十三 平方メートル	防護面積二十一 平方メートル	防護面積三十四 平方メートル	防護面積五十五 平方メートル
強化液	百九十五	三百十五	五百十	八百二十五
第一種機械泡	百九十五	三百十五	五百十	八百二十五
第二種機械泡	百十七	百八十九	三百六	四百九十五

第一種浸潤剤等入り水	百九十五	三百十五	五百十	八百二十五
第二種浸潤剤等入り水	百十七	百八十九	三百六	四百九十五
第三種浸潤剤等入り水	七十八	百二十六	二百四	三百三十

備考

一 強化液とは、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤（第十九第二号に定める性能を有するものに限る。）で、第十九第一号に定める試験において確認された性能を有するものをいう。

二 機械泡とは、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤（第十九第三号に定める性能を有するものに限る。）で、第十九第一号に定める試験において確認された性能により第一種又は第二種に区分されるものとする。

三 浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤（第十九第四号に定める性能を有するものに限る。）で、第十九第一号に定める試験において確認された性能により第一種、第二種又は第三種に区分されるものとする。

二 消火薬剤の量は、原則として第一号の表の上欄に掲げる消火薬剤の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる防護面積に応じた消火薬剤の量の一・二倍以上の量とすること。

三 放出時間は、一分以上とすること。

第十九 消火薬剤の性能等

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤性能等は次に定めるところによる。

一 パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤性能に関する試験

パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の性能は、次の表に定める条件により、消火性能に関する試験を(一)から(四)までに定めるところにより、その判定は(五)の規定により行うものとする。

消火薬剤の種類	消火模型を消火するための条件		
	消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	基準放射時間 (秒)
強化液	五・〇	六・〇～七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六～四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇～七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六～四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四～三・〇	三十

備考

一 試験用消火器は、棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用する。

二 基準放射時間は、温度二十度において行うものとする。

(一) 消火試験は、別図二に示す模型を用いるものとする。

(二) 燃烧なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(三) 消火は、模型に点火した後三分で開始すること。

(四) 無風の状態において行うこと。

(五) 消火薬剤の放射終了時において残炎が認められず、かつ、放射終了後二分以内に再燃しない場合においては、それらの模型は完全に消火されたものと判定すること。

二 強化液消火薬剤

第一号に定める消火薬剤のうち、強化液消火薬剤は、(一)から(七)までに適合するアルカリ金属塩類の水溶液とする。

(一) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。

(二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。

(三) 浸潤剤等を混和し、又は添加することができるものとする。

(四) 浸潤剤等は、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

- (五) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。
 - (六) アルカリ性反応を呈すること。
 - (七) 凝固点が零下二十度以下であること。
- 三 第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤
- 第一号に定める消火薬剤のうち、第一種機械泡及び第二種機械泡消火薬剤は、前号(一)から(五)までの規定の例によるほか、(一)から(四)までに適合するものとする。
- (一) 放射される泡は、耐火性を持続することができるものであること。
 - (二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。
 - (三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。
 - (四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。
- 四 第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤
- 第一号に定める消火薬剤のうち第一種、第二種及び第三種浸潤剤等入り水消火薬剤は、第二号(一)から(五)まで及び前号(四)の規定の例によるものとする。

五 消火薬剤は、希釈、濃縮、固化、吸湿、変質その他の異常を生じないように、容器に封入しなければならぬ。

六 消火薬剤の容器（容器に表示することが不適当な場合にあつては、包装）には、(一)から(八)までに掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

(一) 「消火設備用消火薬剤」の文字

(二) 消火薬剤の種類

(三) 消火薬剤の容量又は質量

(四) 腐食性

(五) 取扱以上の注意事項

(六) 製造年月

(七) 製造者名又は商標

(八) 型式番号

第二十 表示

パッケージ型自動消火設備には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一 「パッケージ型自動消火設備」の文字

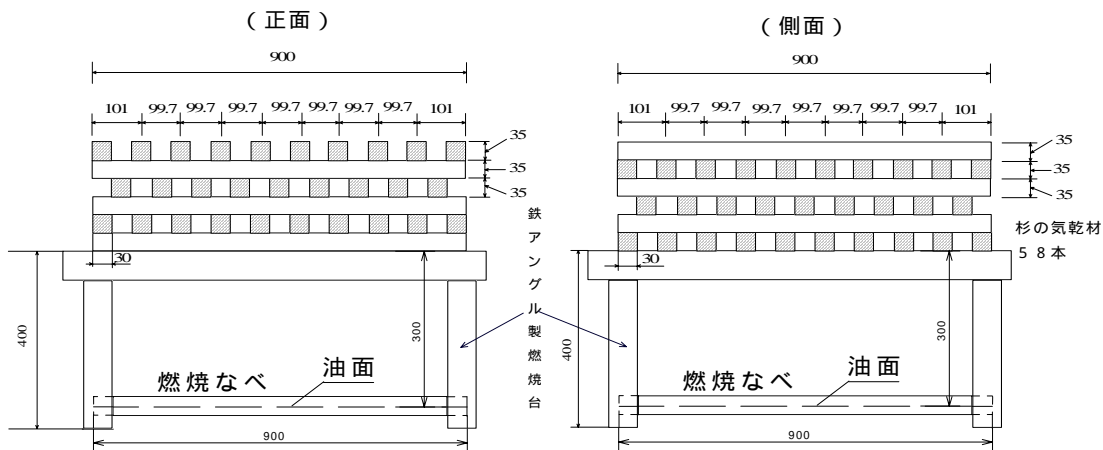
- 二 消火薬剤の種類別
 - 三 使用温度範囲
 - 四 防護面積
 - 五 製造年月
 - 六 製造番号
 - 七 型式番号
 - 八 消火薬剤の容量又は質量
 - 九 取扱い上の注意事項
 - 十 取扱い方法
 - 十一 製造者名又は商標
- 附 則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。

別図1

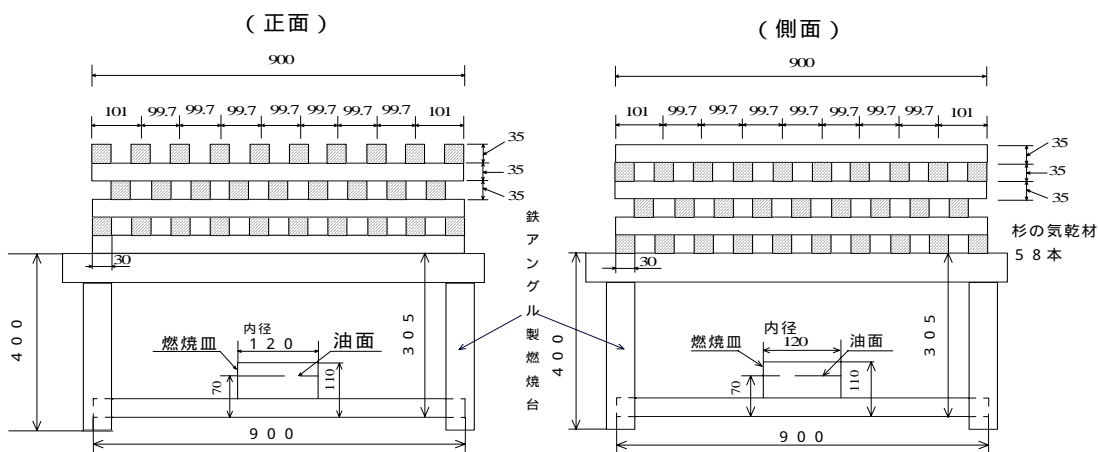
(A 模型)

(単位 : ミリメートル)



(B 模型)

(単位 : ミリメートル)



別図2

